

日高山脈襟裳十勝国立公園

公園計画変更書

[一部変更]

(環境省原案)

令和 年 月 日

環 境 省

目次

第1	公園計画の変更	1
1	変更理由	1
2	基本方針の変更内容	4
3	事業計画の変更内容	7
(1)	自然体験活動計画	7
4	参考事項	10

第1 公園計画の変更

1 変更理由

日高山脈襟裳十勝国立公園は、非火山性連峰を基盤に、山地を核として育まれた深く原生的な自然林生態系が広がる風景を風景型式としている。当該風景型式の中でも、本国立公園の風景は、地殻変動を受けて形成された山脈が内陸部から海まで延々と連なる雄大さと、その山脈が原生性を有する自然状態のまま我が国最大規模のまとまりを持って存在する点において我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地となっており、令和6年6月25日に国立公園に指定された。

国立公園指定後には、優れた自然環境の保全と適正な利用を推進するための総合型協議会が設置され、令和7年8月5日には、日高山脈襟裳十勝国立公園の保全と利用の目標を示した「日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョン」が策定された。また、一部市町村では、本国立公園の持続可能な利用と質の高い自然体験活動の促進を図ることを目的とした地域協議会が設置された。

以上のことから、今回の変更では、本国立公園の風致景観及び自然環境、利用状況等の特性を踏まえた質の高い自然体験活動を促進するため、公園計画にビジョンを追記するとともに自然体験活動計画を追加する。

なお、今回の変更は、「国立公園の公園計画等の見直し要領」（令和4年4月1日付け環自国発2204016号）の2（3）イ「環境省が自然公園の保護又は適正な利用の観点から、政策的に規制、施設の直轄整備、利用拠点の整備改善又は自然体験活動の促進を早急に進めるために公園計画等を変更する必要がある場合」であることから、公園計画の一部変更として実施する。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表 1 : 基本方針変更表)

変更後	変更前
本国立公園は、南北およそ 140km に及ぶ脊梁山脈であり、氷河地形、高山植生及び我が国最大の原生流域を擁する日高山脈から、裾野の森林地域を通じて、切り立った海食崖や海成段丘が特徴的な海岸地域までつながる広大な国立公園である。 <u>海から山脈の最深部まで連続する本国立公園は、原生的で雄大な山岳景観を体感できる貴重な場であり、多くの人々を魅了し続けている。また、その優れた自然は、地域の人々の生活・産業の源泉として重要な機能を果たすとともに、特有の風土や豊かな文化を育み、発展させてきた。</u> <u>この貴重な自然環境を将来世代に継承し、後世までその恵みを享受できるよう、次の事項を基本理念とし、厳正な保護と適正な利用を関係者が連携して推進することにより、世界水準の国立公園を目指すこととする。</u> <u>(ア) 自然環境の厳正な保護</u> <u>本国立公園の最大の特徴である原生的な自然を重視するとともに、その自然が生活の源泉であり、地域の風土や文化を育んでいることを踏まえ、後世までこれらの恵みを享受し続けられるよう、関係法令に準拠しながら自然環境を厳正に保護する。</u> <u>(イ) 適正な利用の推進</u>	本国立公園は、南北およそ 140km に及ぶ脊梁山脈であり、氷河地形、高山植生及び我が国最大の原生流域を擁する日高山脈から、裾野の森林地域を通じて、切り立った海食崖や海成段丘が特徴的な海岸地域までつながる広大な国立公園である。

本国立公園が持つ自然や文化景観としての価値を損なうことのないよう、誰もが本国立公園の価値とその保全の重要性を認識した上で、山、森、川及び海への畏敬の念をもって行動するよう促し、適正な利用を推進する。また、想定する自然体験の質に応じた利用環境の整備及び管理を行い、原生的な自然環境という特性を活かした質の高い体験を提供する。

(ウ) 連携・協働の推進

関係するそれぞれの地域、そこで活動する様々な関係者、これらの関係者が実施している様々な取組について、連携・協働を推進することにより、効率的で効果的な公園管理に繋げていく。また、各地域間、各関係者間、各取組の連携を推進することにより、本国立公園の魅力向上を図っていく。本国立公園内には一般利用者が車両等で容易に来訪できる場所が限定されていることから、国立公園外の施設の活用などについて関係者との広域連携の取組を推進し、その価値や魅力の理解促進に努める。さらに、利用ルールの設定、本国立公園ならではの体験の提供、利用者負担など、適正な利用とその対価が保護に再投資される仕組みをつくるとともに、脱炭素化や地産地消などに取り組み、自然環境の保護と利用が持続可能な地域づくりにつながることを目指す。

上記基本理念に基づき、自然的・社会的状況を踏まえながら風景の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

本国立公園について、自然的・社会的状況を踏まえながら風景の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

<u>(1)ビジョン</u> <u>本国立公園の厳正な保護及び適正な利用の推進を図るため、以下をビジョンとして掲げ、これを目指して本国立公園の協働型管理運営を進めることとする。</u> <u>(ア) 原生的な自然とその恵みを、後世まで守り伝えていく国立公園</u> <u>a 本国立公園の根幹である原生的な自然や豊かな生物多様性が、その機能とともに良好な状態で厳正に保持されている</u> <u>b 山から海までつながる独自の生態系や景観の連続性が良好な状態で維持され、自然の恵みを提供している</u> <u>c アイヌの世界観をはじめとした自然環境と結びついた文化景観としての価値が維持されている</u> <u>(イ) 利用者のレベルに応じた楽しみ方があり、自然体験の質が確保されている国立公園</u> <u>a 核心部の上級者向け登山から山麓部での広域周遊まで、利用者の特性（目的・趣向）やレベル（技術・情報）に応じた幅広い楽しみ方があり、何度も訪れたいくなる</u> <u>b 環境に回復困難な負荷をかけないように、適正なゾーニングや利用上のルール・マナーが示され、利用者や事業者にもその情報が行き届き、守られている</u>	<u>< 追加 ></u>
--	----------------------------

<u>c 利用者が唯一無二の感動・体験をすることができ、その感動・体験を通じて、本国立公園を含む地域の自然や野生生物、文化、暮らし等を学ぶことができる</u> <u>(ウ) みんなで国立公園のことを考え、連携・協働して管理運営に取り組む国立公園</u> <u>a 多様な立場にある関係行政機関や関係団体が参画する協働型の管理運営体制等を活用しつつ、それぞれが役割を認識して主体的に取り組み、様々なアイデアを取り入れながら、相互に連携・協働した取組を推進している</u> <u>b 原生的な自然環境や生物多様性を損なうことがないように厳正に保護しながら、地域活性化が持続的に実現できるよう、保護と利用の好循環の仕組みや連携・協働した体制が構築されている</u> <u>c 国立公園外を含む本国立公園に関係するあらゆる人々が、本国立公園の価値・魅力を共有し、知恵を出し合って連携している</u> (2)保護に関する事項 ＜略＞ (3)利用に関する事項 ア．利用施設計画 ＜略＞	(1)保護に関する事項 ＜略＞ (2)利用に関する事項 ア．利用施設計画 ＜略＞
---	--

<u>イ．自然体験活動計画</u> <u>本国立公園の地域ごとの地形地質・景観・野生生物・文化等を活かした質の高い自然体験活動を促進する。</u>	< 新設 >
---	---------------------

3 事業計画の変更内容

(1) 自然体験活動計画

自然体験活動計画を次のとおりとする。

ア 本計画の対象地域

日高山脈襟裳十勝国立公園（全域）

イ 自然体験活動で対象とする当該公園の自然、人文文化の特徴

対象地域は、大陸プレート同士の衝突によって生じた南北およそ 140km、東西およそ 30 kmの大起伏山地であり、氷河地形、高山植生及び我が国最大の原生流域を擁する日高山脈から、裾野の森林地域を通じて、切り立った海食崖や海成段丘が特徴的な海岸地域までつながっている。動植物相では、シマフクロウ等の生態系上位種や、特異な地質や環境に対応した固有種及び希少種の生息・生育地等となっているなど、地域によって異なる動植物相が存在する。山麓部から日高山脈を眺望した際に見られる延々と連なる山岳景観は地域の人々の「原風景」として親しまれ、日高山脈を境に十勝側と日高側では気候が異なることから、それぞれの自然風土に合った暮らしが営まれている。また、霊峰ポロシリ（幌尻岳）等への崇拜など山脈部から山麓部まで一体となったアイヌの文化景観としての価値も高い。

ウ 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

当該地域では、次の方針により質の高い自然体験活動を促進する。

(ア) 当該地域の価値や特徴を踏まえた望ましい利用の提供

雄大で原始的な自然を擁する日高山脈の山岳景観、山から海までつながる景観の連続性、地域ごとに異なる動植物相、アイヌの世界観をはじめ自然環境と結びついた文化景観、自然風土に基づく暮らしなど、対象地域の優れた自然景観や文化景観等を活用し、対象地域の魅力を効果的に伝えるために必要なルール・ガイダンス等を整理しつつ、利用者が、その優れた自然景観、文化景観等の魅力を存分に味わい、その成り立ちや特徴を体得することのできる自然体験活動を開発・提供する。なお、自然体験活動を実施するにあたっては、優れた自然景観や文化景観等を損なうことがないよう、地域資源の保全に十分配慮して実施するとともに、安全対策及び危機管理(事故・災害等緊急時への備え・対応、地域内連携等)、生物多様性保全その他の環境保全、地域との関わりを含む持続可能性等の観点から、その内容の充実を図るものとする。

(イ) 利用環境の向上

対象地域の特質であり、価値を伝える自然景観（非火山性連峰を基盤と

して成立した自然)の持続的な保全等に繋がる自然体験活動を促進し、これらの維持等のための地域活動が継続できるよう支援する。

また、施設の配置された利用拠点については、キャッシュレス化、多言語化、通信環境の向上、ユニバーサルデザイン化等の利用環境の質的向上を図る。

(ウ) 利用に関するルールやマナー

日高山脈における登山等の利用者に向けた「心得」や「利用体験グレード」等の周知を図る。また、山から海までつながる本国立公園の望ましい利用形態を検討し、必要に応じてルール化する。

(エ) 人材の確保及び育成

質の高い自然体験の機会を広範かつ持続的に提供できるよう、自然体験活動を提供する主体の質の確保・向上に向けた知識の共有や、事業者や地域関係者が利用者に対して共通のストーリー(物語)を伝え、地域が一体となって利用者に感動と学びを提供していけるよう、人材の育成を図る。

(オ) 利用分散の促進、利用者の費用負担の仕組みの導入

国立公園の周辺部を含む季節毎の魅力を整理して周知すること等により、利用分散を図る。また、地域の環境保全活動に還元される協力金や負担金の仕組みの導入を検討する。

(カ) 定期モニタリング及び活動地域の持続可能な利用

活動地域を保全しつつ、持続的に活用するため、定期的に自然環境や利用状況のモニタリングを行うとともに、活動地域の特性や自然体験活動に応じた実施場所の点検・補修を図る。また、参加型モニタリング等による地域資源のモニタリング体制の構築を図る。

(キ) 生態系・野生生物の保全その他の環境保全の取組の推進

自然体験活動は、活動地域の生態系や野生生物の特性を十分に踏まえ、これらを含む環境の保全上の支障を及ぼすおそれがないものであることを前提とする。また、自然体験活動のプログラムそのものが自然保護活動であるもの、また、自然体験活動の参加費の一部を活用し、当該国立公園の生態系や野生生物への保護活動を行う仕組みの導入を図る。さらに、実施場所に至るまでの移動方法の脱炭素化、活動全体を通しての資源循環等の環境配慮の内在化を推進する。

(ク) 地域コミュニティ、歴史・文化的資源の尊重と配慮

対象地域は地域住民の生活の場を含み、また、アイヌの物語や伝承、祈りの場でもあるため、地域コミュニティ、歴史・文化的資源(地域の信仰や風習を含む)を尊重し、地域住民の生活・文化に負担がかからないよう配慮する。

エ 地域ごとに促進する自然体験活動

地域ごとに促進する自然体験活動は次のとおり。

(ア) 日高山脈山岳最深部

日高山脈の原生的な自然環境の厳正な保護を大原則とし、険しい地形や
厳しい登山形態を前提とした、主に豊富な経験を持つ登山者を想定した登
山、熟練した技術と各種知識を持ったガイド付き登山等の自然体験活動

(イ) 日高山脈山岳～山麓部

人と自然との豊かな触れ合いを図る既存利用施設を活かした登山、ハイ
キング、キャンプ、野生動植物観察ガイドツアー、地質・岩石学習ツアー
等の環境学習、歴史・文化学習、森林体験、星空ツアー、e-bike 等サイク
リング、川遊び、フィッシング、スキー、スノーシュー体験、心身の健康
増進を図る温泉・温浴施設を活用した観光（ウェルネスツーリズム）等の
自然体験活動

(ウ) 海岸・海浜部

襟裳岬の岩礁をはじめとする海岸地形や海浜植生等とそこに根差した
地域の自然、文化、暮らし等を活かしたハイキング、キャンプ、ピクニッ
ク、野生動植物観察ガイドツアー、環境学習、歴史・文化学習、星空ツア
ー、サイクリング、フィッシング、ボートクルーズ、漁業体験、海洋ゴミ
の回収を組み込んだ体験等の自然体験活動

4 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 2 : 参考事項変更表)

変更後	変更前
<u>(1) 過去の経緯</u> <u>令和 6 年 6 月 25 日 環境省告示第 44 号 公園区域の指定</u> <u>令和 6 年 6 月 25 日 環境省告示第 45 号 公園計画の決定</u> <u>令和 6 年 6 月 25 日 環境省告示第 46 号 特別地域の指定</u> <u>令和 6 年 6 月 25 日 環境省告示第 47 号 特別保護地区の指定</u> <u>令和 6 年 6 月 25 日 環境省告示第 48 号 採取等規制植物の指定</u> <u>令和 年 月 日 環境省告示第 号 公園計画の一部変更</u> <u>(基本方針にビジョンを追加、自然体験活動計画を追加)</u>	(定めなし)